

## スーパー定期『ニュー昂』商品説明書

商 品 名	スーパー定期『ニュー昂』
ご契約いただける方	個人の方
預入期間	3年の自動継続式定期預金（元利金継続・元金継続）
利 息 ①適用金利 ②計算方法	年 1.15%（税引前） 金利の適用は初回満期日までとし、自動継続後の適用金利は、継続日当日の「スーパー定期 3年もの」の店頭表示金利とします。 付利単位を 1円とした 1年を 365日とする日割計算で 6ヶ月毎の複利計算。
預 入 ①預入金額 ②預入方法 ③預入単位 ④募集期間 ⑤条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10万円以上 500万円以内（但し、お一人さま 1,000万円まで）</li> <li>・ A T M、個人 I B でのお取り扱いできません。</li> <li>・ 1円単位</li> <li>・ 令和 8年 5月 7日（木）～令和 8年 6月 19日（金）まで</li> <li>・ 令和 8年 5月 7日（木）以降に、新たに当金庫にご入金された資金に限ります。</li> </ul>
払出方法	・ 満期日以後に一括してお支払いします。
税金	平成 25年 1月 1日から令和 19年 12月 31日迄の間にお受け取りになるお利息等には「復興特別所得税」が課税されますので 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の源泉分離課税が適用されます。
付加できる 特約事項	・ 「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率）
中途解約の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、（別紙 23 ページ）「定期預金の中途解約利率一覧表」のとおりお支払いします。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>苦情処理措置</b></li> <li>・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。</li> <li>・ <b>紛争解決措置</b></li> <li>・ 滋賀弁護士会（電話：077-522-3238）</li> <li>・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）</li> <li>・ 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）</li> <li>・ 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</li> </ul> <p>の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部及び全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マル優のお取扱は店頭で受付させていただきます。</li> <li>・ 金利環境の変化等により募集期間であっても適用金利の変更または募集を中止することがあります。</li> <li>・ 取扱期間にかかわらず当金庫所定の募集総額に達した時点で取扱い終了とさせていただきます。</li> <li>・ 満期日以後の利息は、解約日における（別紙 23 ページ）「定期預金の中途解約利率一覧表」のとおり計算します。</li> <li>・ 通帳式、総合口座、証書式でのお取り扱いができます。</li> <li>・ 預金保険の対象商品です。 （お一人あたり元本 1,000万円までとその利息が保護されます。）</li> </ul>

(令和 8年 5月 7日現在)